

EU AI 法 : 2025 年 8 月から 11 月 11 日までのアップデート -直近 3 か月の実務・政策のアップデートと、Digital Omnibus による AI 法改正に向けた動きまで-

ヨーロッパニュースレター

2025 年 11 月 17 日号

執筆者:

[石川 智也](#)

n.ishikawa@nishimura.com

EU の AI 法は、2024 年 8 月 1 日に発効し、段階的に適用が開始されている。それに伴って、様々なガイドラインやフォーマットの検討が進んでおり、EU 向けに製品・サービスを提供したり、EU に拠点を有する日系企業においては、適時の動向のフォローや実務対応が必須となっている。本稿では、AI 法で用いられる AI システム・モデルの分類に沿って、2025 年 8 月以降のアップデートについて概観する。直近 3 か月においてこれほどまでのアップデートがあったことには驚かれる方もおられるのではなかろうか。

なお、実務対応全般については、拙稿「EU の AI 法の実務対応と今後の展望」を含め、AI に関する国内外の動向やセクター・AI ガバナンスの動向についての論文から成る「特集：AI 利活用の方向性」が掲載されているジュリスト 1616 号（2025 年 11 月号）も手に取っていただけたら嬉しく思う。

1 ハイリスク AI システムに関する動向

2026 年 8 月 2 日に適用開始となるハイリスク AI システムに関する義務は、負担が重たく、また、2025 年 8 月 2 日に適用開始となった汎用目的 AI モデルの提供者に関する義務と比較しても、かなり多くの日系企業に影響が及ぶことに注意が必要である。

2025 年 8 月以降のアップデートとしては、ハイリスク AI システムにおける重大インシデントに関するガイダンスと報告テンプレートのドラフトの公表及びパブリックコンサルテーションが挙げられる。すなわち、ハイリスク AI システムの提供者は、重大なインシデントが発生した際に、加盟国の当局に対して報告する義務を負う（73 条）ところ、欧州委員会は、2025 年 9 月 6 日、この義務に関するガイダンスと報告テンプレートを公表し、同年 11 月 7 日までパブリックコンサルテーションを実施した¹。

ガイダンスにおいては、関係する用語の定義を明確にするとともに、ハイリスク AI システムの提供者を含め、関係する当事者の義務を説明した上で、AI 法以外の他の法制の下でのインシデント報告に係る義務との関係の整理を試みている。

¹ European Commission, *AI Act: Commission Issues Draft Guidance and Reporting Template on Serious AI Incidents, and Seeks Stakeholders' Feedback* (Sep. 26, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/consultations/ai-act-commission-issues-draft-guidance-and-reporting-template-serious-ai-incidents-and-seeks>.

2 透明性の義務が課される特定の AI システムに関する動向

主に AI システムが文字や画像等を生成する場合に問題となることの多い、透明性の義務が課される特定の AI システムに関する義務も、2026 年 8 月 2 日に適用開始となる。この義務は、類型ごとに、提供者（provider）と導入者（Deployer）の何れに義務を課す規定なのかに注目して、適用の有無を判断するのがポイントである。欧州委員会は、2025 年 9 月 4 日に、ガイドラインと Code of Practice の策定に向けて、同年 10 月 9 日までパブリックコンサルテーションを実施し²、その結果を受けて、同年 11 月 5 日より、提供者に適用される透明性の義務と、導入者に提供される透明性の義務とに分けて、Code of Practice の策定に向けたドラフトのフェーズに入っている³。

そのほか、欧州委員会は、透明性の義務が課される特定の AI システムに関して、同年 9 月 26 日に一連の Q&A を公表した⁴。

3 リスクが低い AI システムを含む、AI システム全般に関する動向

AI 法は、リスクの高低にかかわらず、あらゆる AI システムの提供者及び導入者に対し、その従業員等が十分な AI リテラシーを確保するための措置を講じる義務を課している（4 条）。日本ではあまり注目されていないが、この義務は 2025 年 2 月 2 日より適用が開始されており、既に AI 法の適用を受けるあらゆる事業者が対応する必要がある。

この点に関し、欧州委員会は、2025 年 8 月 18 日に、AI リテラシーに関する詳細な Q&A を公表している⁵。この内容は、AI 法の遵守との関係はもちろんのこと、日本企業やグローバルでの AI ガバナンスの構築にとっても大いに参考になるように思われる。

4 汎用目的 AI モデルの提供者に関する動向

汎用目的 AI モデルの提供者の義務は、2025 年 8 月 2 日より適用開始となっており、ガイドラインや Code of Practice の運用も始まっている。それらの概要・動向については、[ヨーロッパニュースレター2025 年 7 月 30 日号](#)及び[ヨーロッパニュースレター2025 年 8 月 1 日号](#)を参照されたい。

その後のアップデートとして、欧州委員会は、2025 年 11 月 4 日に、システミックリスクを有する汎用目的 AI モデルの提供者の重大なインシデントについて AI オフィスに報告する義務との関係で、報告テンプレ

² European Commission, *Commission Launches Consultation to Develop Guidelines and Code of Practice on Transparent AI Systems* (Sep. 4, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-launches-consultation-develop-guidelines-and-code-practice-transparent-ai-systems>.

³ European Commission, *Meet the Chairs Leading the Development of the New Code of Practice on Transparency of AI-Generated Content* (Nov. 5, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/meet-chairs-leading-development-new-code-practice-transparency-ai-generated-content>.

⁴ European Commission, *Guidelines and Code of Practice on Transparent AI Systems* (Sep. 26, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/guidelines-and-code-practice-transparent-ai-systems>.

⁵ European Commission, *AI Literacy - Questions & Answers* (Aug. 18, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/ai-literacy-questions-answers>.

レートを発表した⁶。

そのほか、欧州委員会は、2025年9月9日に、汎用目的 AI モデルに関して、一連の Q&A を公表した⁷。また、2025年11月11日には、汎用目的 AI モデルの提供者の義務のスコープに関するガイドラインについて、一連の Q&A を公表した⁸。

5 その他の政策・デジタル規制の簡素化に関する動向

AI に関する政策動向としては、欧州委員会は、2025年10月8日、同年4月9日に公表した AI Continent Action Plan⁹を具体化し、EU における産業と科学分野における AI の普及を促進するため、Apply AI Strategy¹⁰と A European Strategy for Artificial Intelligence in Science¹¹を公表した¹²。また、同日、AI 法への実務対応を支援すべく、AI Act Service Desk を設置するとともに、AI Act への対応を支援するための単一の情報プラットフォームの提供を開始した¹³。このプラットフォームにおいて提供されている多くの Q&A や、セルフアセスメントのための Compliance Checker は、企業が AI 法の対応に際して論点を整理するのに大いに役立つように思われる。なお、AI 法の各種規律のタイムラインについては、欧州データ保護観測機関（European Data Protection Supervisory. EDPS）が公表している一覧¹⁴が参考になる。

その他の注目すべきアップデートとしては、まもなく公表予定の Digital Omnibus (Digital Package) において、AI 法についての改正提案が含まれる見通しであることが挙げられる¹⁵。また、AI の発展のために必

⁶ European Commission, *AI Act: Commission Publishes a Reporting Template for Serious Incidents Involving General-Purpose AI Models with Systemic Risk* (Nov. 4, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/ai-act-commission-publishes-reporting-template-serious-incidents-involving-general-purpose-ai>.

⁷ European Commission, *General-Purpose AI Models in the AI Act – Questions & Answers* (Sep. 9, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/general-purpose-ai-models-ai-act-questions-answers>.

⁸ European Commission, *Guidelines on Obligations for General-Purpose AI Providers* (Nov. 11, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/guidelines-obligations-general-purpose-ai-providers>.

⁹ *Communication from the Commission, to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: AI Continent Action Plan* (Apr. 9, 2025), COM(2025) 165 final.

¹⁰ *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council: Apply AI Strategy* (Oct. 8, 2025), COM(2025) 723 final.

¹¹ *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council: A European Strategy for Artificial Intelligence in Science* (Oct. 8, 2025), COM(2025) 724 final.

¹² European Commission, *Commission Launches Two Strategies to Speed Up AI Uptake in European Industry and Science* (Oct. 8, 2025), available at https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2299.

¹³ European Commission, *Commission Launches AI Act Service Desk and Single Information Platform to Support AI Act Implementation* (Oct. 8, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-launches-ai-act-service-desk-and-single-information-platform-support-ai-act>.

¹⁴ European Data Protection Supervisory, *The EU AI Act Timeline Implementation & Enforcement*, available at https://www.edps.europa.eu/system/files/2025-07/2025_ai-act-timeline_en.pdf.

¹⁵ AI 法の簡素化に向けて、AI 法と他のデジタル法制との重複等を検討した欧州議会の委託研究調査として、Hans Graux et al., *Interplay Between the AI Act and the EU Digital Legislative Framework* 34-35 (Oct. 2025), available at [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2025/778575/ECTI_STU\(2025\)778575_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2025/778575/ECTI_STU(2025)778575_EN.pdf).

要とされる、大規模かつ高品質なデータの供給を実現するべく、既存のデータに関連する法制の改正提案も含まれる見通しである。後者との関係では、今後公表予定の European Data Union Strategy¹⁶も重要な役割を果たすだろう。それらの内容についても、提案が公表され次第解説していきたい。

なお、European Data Union Strategy については、[ヨーロッパニュースレター2025年5月28日号](#)を参照されたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

¹⁶ European Commission, *Call for Evidence for an Initiative (without an Impact Assessment) A European Data Union Strategy*, Ref. Ares(2025)4163996 (May 23, 2025).